

議案第74号

姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を別紙のとおり変更することについて、同条第4項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

加西市長 西村 和平

姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更  
する連携協約

姫路市（以下「甲」という。）及び加西市（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、平成27年4月5日付けで締結した姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約（以下「原連携協約」という。）の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

（第3条の変更）

第1条 原連携協約第3条第3号ア（イ）中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 公立夜間中学校による就学の機会の提供

（a）取組内容

義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的として、公立夜間中学の設置及び運営を通じて、圏域内の多様な学びの場の充実を図る。

（b）役割分担

i 甲の役割

学校の設置及び運営、広報等を行う。

ii 乙の役割

甲と連携して、学校の運営、広報等に協力して取り組む。

（効力発生日）

第2条 この連携協約は、令和5年4月1日から効力を生ずるものとする。

(審議資料)

連携中枢都市圏構想推進要綱（平成 26 年 8 月 25 日付、総行市第 200 号総務省自治行政局長通知）に基づき、平成 27 年 4 月 5 日に加西市と姫路市との間において締結した姫路市及び加西市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約について、令和 5 年 4 月開校予定の公立夜間中学「姫路市立あかつき中学校」の入学対象者を居住地の制限なく広域で受け入れるため、連携協約を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 4 項の規定により、議会の議決を求めるもの。